平成２７年（フ）第５７７７号
東京都練馬区石神井台３丁目２―10　ホワイトライフⅡ201
債務者　立石　雄輝
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７８４号
東京都葛飾区高砂３丁目13―４
債務者　大塚美寿々
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８０３号
東京都新宿区西新宿６丁目15―１―3019
債務者　臼井　奈穂（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８２２号
東京都荒川区東尾久６丁目17―１―805
債務者　佐治　　洋
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８４０号
東京都葛飾区亀有４丁目７―17―103
債務者　菊池　明野
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８４１号
東京都八王子市横川町949―４　高橋方
債務者　小川内きみ子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８４２号
東京都江戸川区東葛西４丁目４―１―617
債務者　鈴木　　淳
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８４８号
東京都世田谷区桜新町１丁目17―18―201
債務者　簗瀬　義明
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８５１号
東京都中野区新井２丁目49―14―208
債務者　福迫多喜子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８５２号
千葉県柏市新柏４丁目10―２―103
債務者　菊地　　徹
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８６２号
埼玉県志木市下宗岡１丁目９―11
債務者　大高　信夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８６５号
東京都板橋区坂下２丁目27―９　矢部方
債務者　高橋　裕幸
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８６７号
東京都北区東田端２丁目８―15―805
債務者　柿添　優子（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８６８号
東京都文京区大塚５丁目41―６―103
債務者　吉村　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８７０号
東京都文京区千石３丁目12―４―104
債務者　原田　秀近
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８７１号
東京都練馬区大泉町１丁目28―８―201
債務者　山口　文子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部